

東山地区防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

平成29年9月作成

東山地区防災福祉コミュニティ

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



1 運営本部の設置基準

- ・震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	神戸市兵庫区湊川町 7-6-5 夢野地区地域福祉センター					
ブロック本部	新湊川ふれあい会館					
防災資機材庫	夢野地区地域福祉センター（防コミ本部）	新湊川ふれあい会館		夢野公園		
	夢野地区地域福祉センター（市住 4 号棟）					
緊急避難場所 （屋内）	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	夢野の丘小学校					○
						○
緊急避難場所 （屋外）	名称	※災害ごとの注意事項			備考	
		地震	津波	大火		
	夢野の丘小学校 グラウンド					
	荒田公園				地下駐車場	
津波緊急待避所						
災害時要援護者 台帳保管場所	夢野地区地域福祉センター（全体名簿）	<input type="checkbox"/> 委員長自邸 <input type="checkbox"/> _____ （全体名簿）			各ブロック長 各民生委員 （ブロック名簿）	
防災行政無線 保有者	夢野地区 地域福祉センター	<input type="checkbox"/> 委員長自邸 <input type="checkbox"/> _____				
地域内の危険箇所	ハザードマップに記載					
その他必要な事項						

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

新湊川ふれあい会館 防災資機材庫

鍵保管場所 :

鍵保管者 :

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	動力消防ポンプ		そ の 他	ヘルメット	20
	消防用ホース			手袋	50
	消火器	2		腕章	
	布バケツ	22		携帯用電灯	4
	消火用ボックス			ソーラー充電式懐中電灯	
	自立式簡易水槽	1		トランジスタメガホン	
				広報・訓練用拡声器	1
救 助 用				ブルーシート	
				携帯用発電機	
				トランシーバー	
				携帯用ファクシミリ	
	スコップ	5		二連梯子	
	バール	2		台車	1
	折りたたみのこぎり			一輪車	1
	のこぎり	3		はしご兼用脚立	
	オノ	1	道具箱	1	
	ハンマー	1	車椅子	1	
	簡易ジャッキ	2			
	ツルハン	2			
	ボルトクリッパー	1			
	折りたたみ担架	3			
	コンクリート壁・クラッシャーセット(油圧式)				
携帯用コンクリート破碎器具					
とび口	2				
救助用ロープ		MEMO			
救助用安全帯					
サバイバースリング					
チェーンソー	1				

夢野公園 防災資機材庫

鍵保管場所 :

鍵保管者 :

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	動力消防ポンプ	1	そ の 他	ヘルメット	
	消防用ホース	10		手袋	
	消火器	2		腕章	
	布バケツ	22		携帯用電灯	
	消火用ボックス	1		ソーラー充電式懐中電灯	
	自立式簡易水槽			トランジスタメガホン	
				広報・訓練用拡声器	1
		ブルーシート			
		携帯用発電機			
		トランシーバー			
		携帯用ファクシミリ			
		二連梯子			
		台車			
		一輪車		1	
		はしご兼用脚立			
		長靴	20		
		車椅子	1		
救 助 用	スコップ	5	MEMO		
	バール	2			
	折りたたみのこぎり				
	のこぎり	3			
	オノ				
	ハンマー	1			
	簡易ジャッキ	2			
	ツルハシ	2			
	ボルトクリッパー	1			
	折りたたみ担架	3			
コンクリート壁・クラッシャーセット (油圧式)					
携帯用コンクリート破碎器具					
とび口	2				
救助用ロープ	2				
救助用安全帯					
サバイバースリング					

市営住宅 4 号棟 防災資機材庫

鍵保管場所 :

鍵保管者 :

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	動力消防ポンプ		そ の 他	ヘルメット	29
	消防用ホース			手袋	
	消火器	2		腕章	
	布バケツ	22		携帯用電灯	4
	消火用ボックス			ソーラー充電式懐中電灯	
	自立式簡易水槽	1		トランジスタメガホン	
				広報・訓練用拡声器	1
		ブルーシート			
		携帯用発電機			
		トランシーバー			
		携帯用ファクシミリ			
		二連梯子			
		台車		1	
		一輪車		1	
		はしご兼用脚立			
		道具箱		1	
		車椅子		1	
救 助 用	スコップ	5			
	バール	2			
	折りたたみのこぎり				
	のこぎり	3			
	オノ	1			
	ハンマー	1			
	簡易ジャッキ	2			
	ツルハシ	2			
	ボルトクリッパー	1			
	折りたたみ担架	3			
	コンクリート壁・クラッシャーセット(油圧式)				
	携帯用コンクリート破碎器具				
とび口	2				
救助用ロープ			MEMO		
救助用安全帯					
サバイバースリング					

東山地区防災福祉コミュニティ本部 防災資機材庫

鍵保管場所 :

鍵保管者 :

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	動力消防ポンプ		そ の 他	ヘルメット	
	消防用ホース			手袋	
	消火器(水)	10		腕章	
	布バケツ			携帯用電灯	
	消火用ボックス			ソーラー充電式懐中電灯	
	自立式簡易水槽			トランジスタメガホン	
				広報・訓練用拡声器	
		ブルーシート			
		携帯用発電機			
		トランシーバー			
		携帯用ファクシミリ			
		二連梯子			
		台車		2	
		一輪車			
		はしご兼用脚立			
		リヤカー		1	
		車椅子		3	
		道具箱		1	
		マット(消火用)		5	
救 助 用	スコップ	2			
	バール				
	折りたたみのこぎり				
	のこぎり	1			
	オノ				
	ハンマー				
	簡易ジャッキ	2			
	ツルハシ				
	ボルトクリッパー				
	折りたたみ担架	3			
コンクリート壁・クラッシャーセット(油圧式)					
携帯用コンクリート破碎器具					
とび口					
救助用ロープ			MEMO		
救助用安全帯					
サバイバースリング					
チェーンソー	1				

□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

1-1 警報（気象庁）や避難準備・高齢者等避難開始情報（神戸市）の発令

- 委員長と副委員長で警報と避難準備情報の発令を伝える。
- 場合によっては、委員長が副委員長やブロック長に本部へ集合する旨を伝える。
- 集まるメンバーは、周辺の状況を確認しながら本部へ集合する。

1-2 特別警報・土砂災害警戒情報（気象庁）、避難準備・高齢者等避難開始情報（神戸市）の発令 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する（防コミ委員長がいれば委員長が就任）。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 集まったメンバーで、現地の状況情報を集約する

（準備物）

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 防災マップ | <input type="checkbox"/> 災害時要援護者台帳 | <input type="checkbox"/> 連絡網 |
| <input type="checkbox"/> ホワイトボード | <input type="checkbox"/> 水性マジック | <input type="checkbox"/> ラジオ・テレビ |

※ 注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報の気象情報は気象庁からの発令であり、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示の避難情報は神戸市からの発令になります。

1-3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

1-4 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。
- 統括防災リーダー⇔各ブロック長⇔情報連絡班

1-5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

（準備物）

- 防災資材 非常食

1-6 避難勧告の発令（災害時要援護者の避難誘導）

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各ブロックの活動班により避難所へ避難誘導を実施する。
- 災害時要援護者台帳で確認を実施する。
- 避難する方の家に、ガムテープに「確認済み」と明記したものを玄関に貼っておく。

（準備物）

- ガムテープ 油性マジック

【災害発生直後】

1-7 防コミ運営本部による指揮

- 【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、防災マップやホワイトボードに記入していく。
- 得られた情報から、被害状況に応じて各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

1-8 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの決められた集合場所（「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」）に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。
- 簡易タンカの作成やタオルを準備し、暖を得る準備をする。

1-9 情報収集・伝達

- 随時、防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

1-10 安否確認

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
- 避難する方の家に、ガムテープに「確認済み」と明記したものを玄関に貼っておく。

1-11 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
- 火災などが発生している場合は、バケツリレーや消火器などで初期消火を実施し、同時に「119」へ連絡する。
- 災害現場には3人以上で行動する。
- 避難が遅れている方に対して、避難の促しや誘導を実施する。(けが人がいる場合は「119」へ連絡する)

1-12 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報、安否確認の結果、避難者数等をまとめる。
- まとめた結果を統括防災リーダーが区役所と消防署に連絡する。
- 統括防災リーダーが避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

1-13 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

② 地震

【災害発生直後】

個人の行動

2-0 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

2-1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ委員長（いない場合は副委員長）が副委員長やブロック長へ集合する旨を連絡する。
- 集合する際に、自身の家族の安全を確認と、隣保の状況確認をしながら集合する。
- また、集合する際に救助や初期消火などができそうなら実施する。その際に、本部や他の役員に状況を連絡する。
- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する（防コミ委員長がいれば委員長が就任）。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、マップやホワイトボードに記入する。
- 被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の方針を決定し、具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。
- 本部では避難した来た方のリストを作成する。

（準備物）

- | | | |
|----------|------------|------|
| □防災マップ | □災害時要援護者台帳 | □連絡網 |
| □ホワイトボード | □水性マジック | □ラジオ |
| □避難者名簿 | | |

2-2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの集合場所（「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」）に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

2-3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令や携帯無線等により、ブロック長に伝達する。
- 伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

2-4 安否確認

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
- 避難する方の家に、ガムテープに「確認済み」と明記したものを玄関に貼っておく。

2-5 消火活動

- ブロック単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りや消防団との連携をする。

* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

2-6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

2-7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

2-8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報、安否確認の結果、避難者数等をまとめる。
- まとめた結果を統括防災リーダーが区役所と消防署に連絡する。
- 統括防災リーダーが避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

2-9 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。



④ 共通事項 【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

4-1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

4-2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮、災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮

4-3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4-4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

4-5 情報伝達メモフォーマット

- 付箋（のり付きメモ）とサインペンなどを使用し、名前や住所などを記入する。（右側は参考例）

被災者の名前
被災地の住所
被災状況内容

記入者
記入日時

【参考】

避難情報の種類	
避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。
避難指示(緊急)	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

情報収集・伝達

1. ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
2. 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手段

情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

各ブロックからの情報収集

情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安 否 確 認

1. 安否確認情報の収集

2. 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

1. 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

確認シール（ガムテープ）貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシール（ガムテープ）を貼付してください。

ガムテープなどの記入例

救助・支援の必要あり

安否の確認できず

確認済み・支援の必要なし

救出・救護活動

1. ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
2. 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1. 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。

建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。

二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。

柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。

火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。

要救助者を無理に引き出そうとしない。

応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消 火 活 動

1. ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
2. 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1. 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。

河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。

ポンプから水面までの高低差は C 級で 7m 以内、D 級で 4m 以内を目安とする。

ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。

ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。

放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。

